

ケアハウスかりんの郷 利用料金表 (特定施設入居者生活介護)

基本利用料金(ケアハウス)

令和7年7月1日改定

階層	対象収入による階層区分 (年間収入)	事務費(月額) (サービス提供に 要する費用)	生活費(月額) (食材料費及び共 用部の光熱水費)	管理費(月額) (居室に要する 費用)
①	1,500,000円 以下(夫婦)	7,000	48,500	① 22,120円 ② 25,120円 ③ 27,120円 (ユニットバス付) (居室により 異なります)
1	1,500,000円 以下	10,000		
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000		
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000		
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000		
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000		
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000		
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000		
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000		
9	2,200,001円 以上	38,000		

* この表における[対象収入]とは前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

* 夫婦で入居せる場合については、夫婦の収入から必要経費を控除し、合計額の2/1をそれぞれの個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する時は、夫婦それぞれの事務費徴収額は、一覧表の額より30%減額した金額となります。

介護利用料金(特定施設入居者生活介護)

サービス 内容	介護度	介護費用(1割負担)		介護費用(2割負担)		介護費用(3割負担)	
		日額	月額(30日の場合)	日額	月額(30日の場合)	日額	月額(30日の場合)
特定施設 入居者生 活介護費 (基本報酬)	要介護 1	542	16,260	1,084	32,520	1,626	48,780
	要介護 2	609	18,270	1,218	36,540	1,827	54,810
	要介護 3	679	20,370	1,358	40,740	2,037	61,110
	要介護 4	744	22,320	1,488	44,640	2,232	66,960
	要介護 5	813	24,390	1,626	48,780	2,439	73,170
個別機能訓練加算		12	360	24	720	36	1,080
夜間看護体制加算(Ⅱ)		9	270	18	540	27	810
退院・退所時連携加算(入居後30日迄)		30	900	60	1,800	90	2,700
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日45日前～31日前	72		144		216	
	死亡日30日前～4日前	144		288		432	
	死亡日前々日、前日	680		1360		2040	
	死亡日	1280		2560		3840	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日45日前～31日前	572		1144		1716	
	死亡日30日前～4日前	644		1288		1932	
	死亡日前々日、前日	1180		2360		3540	
	死亡日	1780		3560		5340	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3		6		9	
入居継続支援加算(Ⅱ)		22		44		66	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200/月		400/月		600/月	
協力医療機関連携加算		100/月		200/月		300/月	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回)		20/回		40/回		60/回	
退所時情報提供加算(1回のみ)		250/回		500/回		750/回	
介護職員処遇改善加算 Ⅰ		1月当たりの介護サービスの総単位数に、12.8%乗じた単位数で算定します。					

注) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)・・・個別機能訓練加算を算定している場合は、100円/月となります。

- 事務費 + 生活費 + 管理費 + 介護利用料金(負担割合証により1割～3割)の合計が1ヶ月の利用料金となります。
- 生活費については、11月～3月まで冬期加算として月額 2,100円が加算されます。
- 生活費及び事務費(階層区分含む)は国の基準により改定される場合があるため、遡って清算させていただく場合があります。
- 自室で使用する電気・水道代は自己負担になります。
- 個人に要する費用(理美容代、おむつ代等)は実費になります。
- 私物の洗濯代 2,000円/月
- 退居時にご負担いただく費用
 - ・利用料の滞納がある場合は、退居時に精算いただきます。
 - ・美装代 実費
 - ・カーテンクリーニング代 実費
 - ・但し、個人の過失により居室に破損・汚損が生じた場合は、原状回復の為実費ご負担いただきます。